

社会福祉法人愛生福祉会 横浜よさこいホーム（短期入所生活介護） サービスご利用料金表

対象期間：令和6年8月1日～

（単位：円）

1 介護保険給付の対象となる金額

要介護度	利用者負担額（1割負担）		利用者負担額（2割負担）		利用者負担額（3割負担）	
	日額	月額（30.4日）	日額	月額（30.4日）	日額	月額（30.4日）
要支援1	576	17,510	1,151	34,990	1,727	52,501
要支援2	714	21,706	1,428	43,411	2,142	65,117
要介護1	766	23,286	1,532	46,573	2,298	69,859
要介護2	840	25,536	1,680	51,072	2,520	76,608
要介護3	922	28,029	1,843	56,027	2,765	84,056
要介護4	999	30,370	1,998	60,739	2,997	91,109
要介護5	1,074	32,650	2,148	65,299	3,222	97,949

2 上記1に加算される金額

加算名	1割負担（日額）	2割負担（日額）	3割負担（日額）	内容
機能訓練指導体制加算	13	26	39	機能訓練指導員を配置している場合（要介護のみ）
看護体制加算（Ⅰ）	5	9	13	常勤看護師を1名以上配置した場合（要介護のみ）
看護体制加算（Ⅱ）	9	18	27	基準以上看護職員を配置、24時間連絡体制を築いた場合（要介護のみ）
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	20	39	59	一定数以上夜勤職員を配置した場合（要介護のみ）
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	20	39	59	介護職員の内、介護福祉士が60%以上いる場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の140/1000相当する単位数によって算出			

3 上記1・2以外で実施した場合に加算される金額

送迎加算	療養食加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	内容
201	9	218	131	片道につき 医師の発行する食事せんによる治療食を提供する場合（1食当たり） 7日を限度 受け入れた若年性認知症利用者に個別の担当者を定めている場合
401	18	436	261	
601	27	653	392	

4 食事・居住費（日額）

食事	滞在費	負担限度額 第1段階	負担限度額 第2段階	負担限度額 第3段階①	負担限度額 第3段階②
1,450円 （朝食380円、昼食540円、 夕食530円）	2,170	300	600	1,000	1,300
		880	880	1,370	1,370

5 介護保険給付の対象とならないサービス

項目	費用	内容
特別行事食	実費	特別な食事を提供した場合
おやつ代	50円/1日につき	おやつ提供費用
理美容代	実費	出張理美容を利用した場合
日用品費	実費	入浴、口腔関連、その他の消耗品を購入した場合
クラブ活動費・レクリエーション費	実費	参加者を募って実施するクラブ材料費・季節の行事やイベント参加の費用
私物洗濯代	実費	外部クリーニング店等に出す場合
喫茶代	実費	当施設で開店する喫茶を利用した場合
コピー代	10～30円/1枚につき	サービス提供についての記録その他の複写物を交付する場合
医療費等立替分	実費	医療費や薬剤費を施設が立て替えた場合
その他日常生活品費	実費	利用者等からの依頼により購入する日常生活品費

※ 上記料金は、費用計算の際の端数処理の関係上、実際のご利用料金と多少の差異が生じます。

※ 食事オーダーの締め切り時間を（朝食）前日18:00、（昼食）10:00、（夕食）16:00とし、以降はキャンセル料を頂きます。

※ おむつ代は、介護保険の給付に含まれますので、ご負担はありません。

※ ご利用料口座振替毎に110円を手数料として申し受けます。

※ 所得に応じ、「利用者負担軽減制度」がございます。詳しくは担当相談員にお尋ねください。